

令和6年度 指名停止等措置業者一覧表

No.	商 号	所在地	指名停止等の理由	措置要件	指名停止期間
1	(有)山末建設	宇佐市大字下高1724	有限会社山末建設及び同社従業員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和2年2月22日、中津簡易裁判所において、同社が罰金80万円、同社従業員が罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定しており、建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、令和6年7月9日に大分県知事から指示処分を受けたため。	別表第2第8号 建設業法違反行為	令和6年8月14日) 令和6年9月13日 1か月
2	(株)西日本技建	大分市下郡北2-4-30	元請業者から受注した公共工事1件及び民間工事2件（いずれも塗装工事）において、建設業法第3条第1項の許可を受けていない建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。 このことは、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和6年10月15日、大分県知事から指示処分を受けたため。	別表第2第8号 建設業法違反行為	令和6年11月16日) 令和6年12月15日 1か月
3	ナカノス建設工業(株)	大分市大字三佐988	民間発注の建具工事2件において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにも関わらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結したことは、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、令和6年12月12日、大分県知事から指示処分を受けたため。	別表第2第8号 建設業法違反行為	令和7年1月16日) 令和7年2月15日 1か月